

# 琴浦町環境基本計画

(第3次)

令和5年6月

鳥取県琴浦町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

1 琴浦町環境基本計画の趣旨	3
2 琴浦町の環境の概要	3
3 環境基本計画策定の背景	4
4 環境基本計画の必要性	6
5 環境基本計画の目的	6
6 環境基本計画の目標年度	7

## 第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割

1 町民の責務	7
2 事業者の責務	8
3 町の責務	8

## 第3章 基本目標及び基本方針

1 基本目標	8
2 環境基本計画の基本方針	8
3 基本方針に基づく実施計画	9
(1) 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進	9
(2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承	11
(3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承	12
(4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進	13

## 第4章 実施計画の推進と年次報告

1 実施計画の推進	16
-----------	----

## 第1章 基本的事項

### 1 琴浦町環境基本計画の趣旨

#### 「環境基本計画」とは

「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」の基本理念に基づく、環境に配慮したまちづくりを推進するための計画です。

私たちのまち琴浦町は、南は大山山麓、北は日本海、山と海に抱かれた秀逸な自然に見られるように美しい自然環境に生まれ、清浄な空気、緑豊かな森林、肥沃な土地、豊富な水資源、豊かな海をもたらし、快適で健康的なまちづくりの基盤となってきました。

この恵まれた地域環境を保全、継承するためには、森林の保全、農地の活用の継続、水資源の適切な保全と活用をはじめ、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努める必要があります。

そこで、町民、事業者及び町が協力して環境に配慮したまちづくりの取組みを進め、更には地球環境の保全につなぐことに努めます。このため、本町においては、平成24年9月に「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」（以下、環境基本条例という。）を制定しました。環境基本条例の理念を具体的に実現するために、環境基本条例に規定する「琴浦町環境基本計画」（以下、環境基本計画という。）を策定します。内容の詳細は各章で述べますが、「環境に配慮したまちづくり」を着実に進めるために、過大な負担や性急さのない「環境基本計画」とします。

### 2 琴浦町の環境の概要

#### 「環境基本計画」は琴浦町の恵まれた環境を次代に継承する計画です。

琴浦町には、すばらしい環境が育まれています。この計画は、これを次代に継承する役目を果たします。

琴浦町は鳥取県の中部に位置し、人口は16,434人、総面積は139.97k㎡、このうち、森林面積87k㎡、農地27.8k㎡で北は日本海、南は中国山地の秀峰大山を望み、海岸部の平地、中山間地、山地と自然条件に恵まれ、人の生活と諸産業が調和しながら発展し今日に至っています。

海岸線は、全長約15kmで、赤碕本港、逢東港などの港湾と、八橋海岸などの砂浜、地域振興を行っている鳴り石の浜などの礫浜等、形態は多様です。周辺の景観との調和の促進、水質保全、海岸漂着物の回収など多くの環境保全や

継承に関する取組みがなされています。

海岸部の平野から山間地にわたる居住地域では、それぞれの生活領域の美化河川の水質保全、諸産業に係る公害防止等、取組みがなされています。また、国の特別史跡斎尾廃寺跡をはじめ、多くの文化財が点在し、光の鰻絵、小泉八雲が絶賛した海岸の風景や町並みなど美しい景観が心をなごませ、その保全や継承の取組みも進んでいます。

山間部の大山隠岐国立公園の範囲内には、国の史跡で、後醍醐天皇の行宮跡のある船上山、日本の滝百選の大山滝など誇るべき自然、歴史的景観が多く、貴重な動植物も成育し、清浄な空気や水の源でもあります。

### 3 環境基本計画策定の背景

**「環境基本計画」は様々な背景を踏まえた計画です。**

地域環境の保全継承は、地球環境の保全に貢献することを基にこれを取り巻く様々な背景を踏まえた計画です。

#### (1) 国の背景

戦後、わが国では、高度経済成長期の、産業に起因する公害問題の対策を計画的に実施するために「公害対策基本法」を制定し、自然環境の保全を推進するために「自然公園法」、「自然環境保全法」を制定しました。その後の都市化、生活様式の変化、地球温暖化の問題等も顕在化してきました。

このような背景から、平成5年に制定された「環境基本法」において、環境政策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。翌年には「環境基本計画」が策定されました。この計画を基本として、循環型社会形成、生態系の多様化の保全などのために、関係法規が整備されました。

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月から施行されました。

また、地球温暖化防止への対応も喫緊の課題となっています。さまざまな気象災害が発生している昨今において、気候変動の原因とされる温室効果ガスの排出を2050年までに全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを政府が令和2年に宣言しました。

## (2) 世界の背景

世界的には、平成9年に、「気候変動枠組条約第3回締約国会議」が京都で開催され、地球温暖化防止のため先進国全体で平成24年までに平成2年比約5.2%の温室効果ガスの削減を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。その後数々の議論を経て平成23年の同会議で、新たな枠組みや目標達成を平成32年までとすることなどが合意されています。

また、生態系や自然環境の保護や保全などを目的とした、「ワシントン条約」や「ラムサール条約」などが広く知られており、平成22年には、生物多様性の新たな国際ルールを示した「名古屋議定書」が採択されています。平成27年12月には、京都議定書に代わる新しい地球温暖化対策の国際ルール、「パリ協定」が採択され、平成28年11月に発効しました。産業革命前からの気温上昇を2度より十分低く抑えることが目標で、全ての国が削減目標を作り、目標達成義務はないが達成に向けた国内対策を取る必要があります。「持続可能な開発目標(SDGs)の採択」(平成27年(2015年)9月)、「パリ協定の採択」(平成27年(2015年)12月)、など、環境を取り巻く世界の情勢が大きく変化しました。また、国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等を背景に、気候変動や環境保護への危機意識が世界中で広く共有されるとともに、様々な国の若者が自らの未来を守るべく立ち上がり、持続可能な社会の実現に向けて、行動を起こしています。

## (3) 県の背景

一方、鳥取県では、平成8年に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、平成11年に「環境基本計画」を策定しました。その後、平成17年には、地球温暖化や自然環境の多様性の損失などへの対応も踏まえた改定が行われ、平成24年には、さらに「第2次鳥取県環境基本計画」が策定され、この計画の実行計画であるとっとり環境イニシアティブプラン(第1期)が同年に、平成28年には第2期プランが策定されています。その後の世界的な動きや国内外で発現する異常気象や自然生態系の変化等、大きな転換に対応すべく、新たな鳥取県環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」が令和2年に策定されました。そのほかにも、都道府県では初となる「鳥取県星空保全条例」が平成30年4月から施行され、美しい星空を県民の貴重な財産として保全し次世代に引継ぎ、観光及び地域経済の振興や環境教育に生かしていくことになっています。

## (4) 町の背景

市町村合併前の、東伯町、赤碕町時代からそれぞれ「環境保全条例」「環境審議会条例」及び関係規則などが整備され、公害防止、ゴミの減量化及び再生資源化、海岸や集落周辺、国立公園内の美化などに関し息の長い取組みがなされてきました。

平成16年9月の合併後の琴浦町においても、これらを引継ぎ、必要な施策を実施してきました。平成21年には、「琴浦町きれいな町づくり条例」を制定し、ゴミのポイ捨て防止や愛玩動物の飼育による地域環境の汚染防止などを規定し、きれいで住みよいまちづくりの推進を行ってきました。このような背景から、平成24年9月には、恵まれた地域環境を次代に継承し、環境への負荷の少ないまちづくりを推進し、さらには、これらの取組みが、地球環境の保全につながることを目的に、一体的政策推進のための基本理念を明らかにした「環境基本条例」を制定しました。平成25年11月には、中部1市4町で小型家電リサイクル法による小型家電の、令和4年4月からは有害ごみの分別収集を開始しています。平成29年には、琴浦町環境保全条例施行規則を一部改正し、町内で（小型）風力発電施設を建設する場合には、少なくとも町に協議が必要とし、無届け・無許可で（小型）風力発電設備が建設されることのないようにしています。

#### 4 環境基本計画の必要性

**「環境基本計画」は環境に配慮したまちづくりの基本となるものです。**  
環境の配慮したまちづくりについて筋道を示すことが必要で、それが本計画です。

豊かな自然や景観を有する琴浦町ですが、遊休農地や手入れのされていない山林の増加などがこの豊かな自然の保全に少なからず影響を及ぼしています。社会・経済活動の拡大による、石油などの燃料、電力の消費増大、ゴミの排出量の増加など、環境への負荷も増加しています。

このようなことから、環境に配慮したまちづくりを推進するために町民、事業者、町が行う施策は、町の環境の保全・継承の基礎となり、さらには地球環境の保全に貢献することが求められています。

そのためには、これらのことを推進するために、「環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、少しずつでも着実に環境に配慮したまちづくりを進める必要性があります。

#### 5 環境基本計画の目的

**「環境基本計画」は環境基本条例の基本理念に基づく基本方針を柱として環境に配慮したまちづくりの推進を目的とした計画です。**

「環境基本条例」における基本理念は次の三つです。

### **地域環境の保全・継承は地球環境の保全につながります。**

人と自然が共生することができる地域環境を形成・保全し、確実に将来へ継承することは、地球環境の保全につながるものであることを認識し、行動しなければならない。

### **学ぶことにより環境意識の向上と環境負荷の低減に取り組めます。**

地球環境の保全に必要な事項を自らの問題として常に学び、環境意識の向上に励み、環境への負荷が少ない循環型の社会・経済構造の構築に努めなければならない。

### **環境に配慮したまちづくりの推進をします。**

町民、事業者、町は、施策・活動において地域環境の保全に対する意識をもち、それぞれが自主的かつ積極的及び相互に協力して、環境に配慮したまちづくりの取り組みを進めなければならない。

## **6 環境基本計画の目標年度**

**「環境基本計画」の目標年度は5年後の令和9年度末とします。**

この間、必要に応じて改定等を随時行います。

環境基本計画の目標年度は、5年後の令和9年度末までとします。

ただし、環境を巡る状況等に変化があった場合、その他必要のある場合は、その都度見直し等を行います。

## **第2章 環境基本計画における町民、事業者、町の役割**

**「環境基本計画」の遂行に町民、事業者、町がそれぞれ役割を担います。**

それぞれの役割を結集した力が基本計画の遂行につながります。

「環境基本計画」の実践主体者は、町民、事業者、そして町です。「環境基本条例」の基本理念を具体的にするには、これらが一体となり、環境意識を常に持ち相互に協力していくことが必要です。

### **1 町民の責務**

地球環境の保全を念頭に地域環境の保全に自ら努め、必要な事項を自ら学ぶとともに、町及び事業者が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

## 2 事業者の責務

環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷の低減に資する原材料及び役務の利用・導入並びに廃棄物の発生又は排出の抑制及び適切な処理が図られるよう必要な措置を講じていただくこととします。

事業活動において、資源の循環利用、再生可能エネルギー導入及びエネルギーの有効利用に努め、町及び町民が実施する施策・活動に協力するよう努めていただきます。

## 3 町の責務

町は、常に地域環境の保全に対する意識をもち、環境に配慮したまちづくりに必要な施策を策定し、実施する責務があります。

このため、町は、施策・活動を実施するにあたり、環境に配慮した資源の循環利用、再生可能エネルギー導入促進、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生又は排出の抑制を自ら行い、併せて適切な普及啓発を行うことが必要で、さらに、町民及び事業者の実施する施策・活動に協力し、及び支援するよう努めるものとしします。

## 第3章 基本目標及び基本方針

### 1 基本目標

#### 『環境に配慮したまちづくりの推進』

町民、事業者及び町が協力して、環境に配慮したまちづくりの取組みを進めます。

### 2 環境基本計画の基本方針

#### 「環境基本条例」に規定した次の4項目を「環境基本計画」の基本方針とします

- (1) 町民の健康の保護及び快適で健康的なまちづくりの推進
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承
- (4) 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

## 第4章 基本方針に基づく実施計画

実施計画の策定にあたっては、各基本方針の全体像、現状課題を明らかにし、具体的施策と目標を設定します。なお、令和4年度の現状について、一部、集計データ等の都合により、令和3年度等の数値によるものがあります。また、必要な基準やデータは別添します。

### 1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

#### 【全体像】

町の産業、経済基盤と共存しつつ、公害のない、快適で環境に配慮したまちづくりを進めます。

【具体的施策と目標】				
番号	項目番号	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)	令和9年度 数値目標
1	1-① 海洋、河川 の水質保全	工業排水については基準値の範囲内、河川水質については日常生活面で不快感を生じる箇所はありませんでした。 ただし、基準値の範囲内であっても河川や海洋の水質汚濁を招かないよう対策を講じていく必要があります。	調査、検査等を継続し、町内の全ての河川は水質基準に適合した状態とします。	—
2	1-② 生活排水の 適正処理	令和4年12月末時点で、下水道接続率は東伯処理区で79.2%、赤碕処理区で78.0%、浄化槽は520基あり、その法定点検率は62.7%です。	接続可能区域における接続率及び浄化槽法定点検率を、現状よりそれぞれ5%以上向上させることを目標とします。	〔数値目標〕 接続可能区域における下水道接続率及び浄化槽法定点検率をそれぞれ5%以上向上
3	1-③ 野外焼却	春先や秋など特に農地などにおいて野外焼却による苦情について減少傾向ではあるが、煙や臭いに関する苦情が10件程度あります。	特例による野外焼却を極力なくし、不法な野外焼却を撲滅に近い状態とし、苦情件数を減少させます。	—

4	<b>1-④</b> <b>騒音・振動・</b> <b>大気汚染・</b> <b>悪臭の防止</b>	<p>工業・農業等の事業活動に伴う騒音や、野焼きによる悪臭等について相談が寄せられています。</p> <p>自家用車による移動が主となっています。公共交通の利用促進日を設け、通勤等での利用を推進しています。</p> <p>公用車のうちハイブリッド（HV）車は3台所有しています。</p>	<p>事業活動に伴う騒音・悪臭に対しては、現状を把握しながら事業者と協働して問題解消に向けて定期的に行動し、対象案件が発生しない状況を目指します。</p> <p>公用車は更新する際に電気自動（EV）車、HV車など環境対応車の導入を促進し、3台以上はガソリン車から転換することを目指します。</p> <p>公共交通、乗合い交通等の利用促進を図り、大気汚染防止に努めます。</p>	<p>〔数値目標〕</p> <p>3台以上の公用車を環境対応車へ転換する</p>
5	<b>1-⑤</b> <b>犬、猫等の</b> <b>愛玩動物の</b> <b>飼養</b>	<p>適切な飼養に係る狂犬病予防接種率は、73.5%です。（R4）</p> <p>犬の放し飼い、散歩中の汚物処理、鳴声等に関する苦情に加え、飼い主のいない猫についてのトラブルによる苦情が多く、不妊去勢手術などについての相談が寄せられています。</p>	<p>現状に比して、狂犬病予防接種率の向上した状況とし、飼養に係る苦情を減少します。</p>	<p>〔数値目標〕</p> <p>狂犬病予防接種率を10%以上向上</p>
6	<b>1-⑥</b> <b>地下水の涵</b> <b>養</b>	<p>令和元年度に地下水の利用に関する問題が発生しましたが、その後から現在に至るまでは特段問題は生じていません。</p> <p>ただし、冬期に雪が降らないシーズンがあるなど、地球温暖化による気候変動が地下水にも影響を及ぼすことがあります。</p>	<p>地下水が地域の貴重な資源であり、将来にわたって恩恵を受けることができるよう、住民・事業者が共通理解に基づき発展することを目指します。</p> <p>森林環境譲与税を活用するなど、山林の間伐等適正な管理を促進していきます。</p>	<p>—</p>

## 2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全継承

### 【全体像】

生態系に配慮しながら自然とふれあい、ボランティアによる環境愛護推進、自然への環境負荷を少なくするまちづくりを目指します。

### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)	令和9年度 数値目標
7	2-① 海岸漂着物	日本を含む沿岸各国の不法投棄、船からの不法投棄、荒天等による流失などにより、気象、海洋条件により多くの漂着物があり、主にボランティアにより回収を行っています。 (海岸清掃を定期的に行う団体数：17団体)	ボランティアや関係諸団体の活動をより活性化し、現状より良好な景観が見られる状態とします。 また、単発的にでも清掃したいという団体についても積極的に受け入れを推進します。	〔数値目標〕 海岸清掃を定期的に行う団体を今以上に増やす
8	2-② 国立公園内における美化、保全活動	地元の登山団体と連携して清掃活動を行っています。 定期的な清掃活動により廃棄物の問い合わせはありません。	引き続き、定期的な清掃活動を行い国立公園内の自然美化に努めます。 また高齢化による作業不足にならないよう実施団体と協議し、後進の人材確保を推進します。	—
9	2-③ 幼少期からの環境学習(保全活動)	生活の中でできる取組み(ごみの分別、園外保育などで身近な自然の大切さを感じる絵本の読み聞かせなど)を通して普及啓発を行っています。 小中学校では社会や理科、生活科、家庭科など教科等において環境に関する教育活動、リサイクル活動や海岸清掃などを実施しています。	今後も継続して、生活や地域の中で身近な環境に触れ、より良い環境づくりに向けた取組みを行うことで、小さい頃から環境を守る意識と行動を習慣化できるように育てていきます。	〔数値目標〕 全てのこども園(保育園)、小中学校で環境学習(保全活動)を実施する

10	2-④ <b>自然観察会等の開催</b>	国立公園内の散策や歴史探訪、星空観察など身近な自然の観察やふれあいの機会を設けています。	自然・星空観察等地域の自然のほか、史跡や名勝、天然記念物など町内文化財を活用し、地域の歴史・風土に関する学びの機会の提供を充実します。	-
----	-------------------------	--	---	---

### 3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

#### 【全体像】

自然、文化、産業が調和し、地域の歴史や伝統が裏打ちされた景観の形成、保全、継承を進めます。

#### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)	令和9年度 数値目標
11	3-① <b>不法投棄監視</b>	2名体制により月2回、町内の監視を行っています。町域が広大で、中山間地～山地にかけて監視の届きにくく、不法投棄が後を絶ちません。	2名体制による監視を継続して行い、看板や監視カメラ(ダミー含む)の設置など、監視体制を強化します。	-
12	3-② <b>不法投棄の撲滅</b>	不法投棄が後を絶たず、特に中山間地～山地に多く見受けられます。 (年間約25件)	啓発と監視体制の強化により、不法投棄事案が現状に比して減少した状態とします。	〔数値目標〕 不法投棄事案数を50%減少
13	3-③ <b>空家等の適正管理</b>	空家等の件数は728件です(令和5年2月1日現在)。人口減少などの要因で空家は年々増加傾向にあります。	除却補助金や空家ナビ登録を積極的に広報し、危険空家の発生を防ぎます。代執行を積極的に行います。	〔数値目標〕 ・空家等の件数 655件(10%・73件減) ・代執行 6件 ・除却補助金交付 50件 ・空家ナビ成約件数 55件

14	3-④ 自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成	脱炭素社会を目指す国内外の動向も踏まえ、環境保全条例の見直しが必要です。	自然と景観の調和の取れた美しい環境を次世代につないでいくため、環境保全条例の見直しを行います。	-
15	3-⑤ 農地の保全	約1.1k㎡の耕作放棄地があります。(R4農地利用状況調査) 農業従事者の高齢化・担い手不足、鳥獣被害の拡大、米価の下落、原油価格及び農業資材の高騰に伴う営農意欲の減退などの要因により耕作放棄地面積が増加しました。	新規貸付や自己保全管理の促進により遊休農地の解消を図ります。	-
16	3-⑥ 森林の保全	森林の適切な管理に向けて所有者への意向調査及び森林の境界調査を実施しています。	令和13年度に全域の調査完了を目指し、調査を段階的に進めます。 調査結果を反映させ、適正な管理が進められた森林が見られるようにします。	-

#### 4 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

##### 【全体像】

ごみの減量化を進め、再資源化の向上を目指すと共に、再生可能エネルギーの導入促進を図り、家庭での省エネルギー対策を進め、これらを総合的に温室効果ガスの削減につなげ、地球環境の保全に貢献します。

##### 【具体的施策と目標】

番号	項目番号	現状 (令和4年度)	目標 (令和9年度末)	令和9年度 数値目標
17	4-① ゴミの減量化	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)が令和4年4月から施行され、これま	プラスチック全般及び生ごみの分別回収を検討し、ごみの減量化と資源化を進め、排出するごみの量を	〔数値目標〕 ゴミの総排出量を5%削減

		で試験的に行ってきた軟質プラスチックに加えてプラスチック使用製品についても分別回収に向けて検討が必要となっています。また、可燃ごみの大半を占める生ごみについても、処理方法を検討する必要があります。	令和3年度実績に対して5%以上削減します。 (令和3年度実績: 4,353t)	
18	4-② <b>ごみの資源化</b>	琴浦町の令和3年度末実績によるリサイクル率は、37.9%です。	ごみの資源化を減量化と両輪で進め、リサイクル率50%以上となるよう資源化を推進していきます。	〔数値目標〕 リサイクル率を50%以上にする
19	4-③ <b>4R運動の推進</b>	持続可能な社会の実現に向けて4Rを意識した行動が広がっていくことが求められています。	4R運動を具体的に展開するため、広報紙等による広報を展開するとともに、住民・事業者と協働して普及啓発を行います。	-
20	4-④ <b>家庭、事業所等への再生可能エネルギー等新エネルギーシステムの導入</b>	家庭用太陽光発電による固定価格買取制度（FIT）の終了を迎える設備が増えており、蓄電池への切替えなど次のステージに進む段階を迎えています。	屋根貸しやPPA（電力販売契約）等による設備導入などを推進し、地域新電力会社と連携して、エネルギーの地産地消と地域内経済循環を目指しつつ、脱炭素社会の実現に寄与します。	-
21	4-⑤ <b>家庭省エネルギー対策</b>	断熱性能・省エネ性能を備え、再生可能エネルギー（再エネ）を導入した環境に優しく快適で安心な住環境の実現を目指す住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：ZEH）の導入が普及してきました。	省エネ家電製品への買換えなど、各家庭で省エネに向けた行動につながる啓発を行うとともに、ZEHのさらなる普及による環境負荷の低減を目指します。	-

22	4-⑥ <b>小規模水力発電所の導入</b>	小規模水力発電所については、船上山ダムを水源とした船上山ダムが稼働しており、町が管理・運営しています。 民間による農業用水を利用した稼働小水力発電施設はありません。	民間活力を主体に、小水力発電所の新規稼働を目指します。	〔数値目標〕 新規小規模水力発電施設1箇所以上
23	4-⑦ <b>自家用車、事業用自動車、公用車の省エネ対策車比率の向上</b>	HV車・EV車など、環境対応車の導入が進んでいます。 全国知事会で都道府県が新たに導入する公用車については、原則全てEV車への切替えを目指すことが宣言されるなど、脱炭素社会の実現に向けた行動の1つとしてガソリン車から転換する動きが加速している。	公用車を更新する際には、例外を除いてEV車、HV車など環境対応車への転換を促進し、3台以上はガソリン車から転換することを目指します。 また、EV車用充電施設の整備を推進します。	〔数値目標〕 3台以上のガソリン車を環境対応車に転換
24	4-⑧ <b>温室効果ガスの削減と地球環境保全</b>	地球温暖化対策主任会議を中心に、地球温暖化対策実行計画の改定作業を行っています。	役場庁内で、空調等施設の高機能化や公用車の環境対応車への切替えなどに取組み、温室効果ガス発生を5%削減します。また、家庭や事業所でも対策が展開されるよう、その効果を広く周知していきます。	〔数値目標〕 役場庁内の温室効果ガス発生を5%削減

## 第5章 実施計画の推進と年次報告

### 1 実施計画の推進

第3章に掲げる具体的施策の推進については、環境基本条例の基本理念を基に、町民、事業者、町がそれぞれの施策で実践し、また相互に協力して推進します。

#### (1) 環境審議会の役割

基本計画の推進及び振興管理に係る町民の代表組織として位置づけるとともに、町長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全、継承に関する重要な事項を調査、及び審議、提言します。

#### (2) 庁内組織の役割

「地球温暖化対策主任会議」を基本計画の実施計画の目標の達成のための進行管理の中心として、基本方針に係る施策を積極的に進め、職員の意識醸成を推進します。

#### (3) 関係例規の整備

現在次の例規を整備していますが、基本計画の遂行に必要と思われる場合は、新たに制定することも考えられます。

- ・ 琴浦町環境に配慮したまちづくりの推進に関する基本条例（環境基本条例）
- ・ 琴浦町環境審議会条例
- ・ 琴浦町環境保全条例
- ・ 琴浦町きれいな町づくり条例

#### (4) 年次報告

環境基本条例の規定に基づき、基本計画の実施計画の目標の達成度、効果などの年次報告を行います。内容は環境審議会で審議されたものとし、町ホームページを主体に広報を行うものとします。

#### (5) その他

基本計画の目標の達成のために、細部にわたるシステムについては必要に応じて作成し目標達成を円滑に進めるように努めます。